

枚方市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付要綱

令和 4 年 12 月 1 日制定
枚方市要綱 第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市省エネ家電買い換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、本市の区域に所在する店舗においてエネルギー消費がより少ない家電製品に買い換えた者に交付することにより、エネルギー価格の高騰による市民生活への影響を軽減し、及び地球温暖化対策を推進するとともに、買換え需要を喚起することによる市内経済の活性化を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家電製品 エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫をいう。
- (2) リサイクル処理 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物を同法第 6 条の規定により排出することをいう。
- (3) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。次号において「告示」という。）に規定する多段階評価点をいう。
- (4) 多段階評価 告示に規定する多段階評価をいう。
- (5) 省エネ家電 次に掲げる家電製品をいう。ただし、中古品を除く。
 - イ 多段階評価点が 4 以上又は多段階評価をエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（令和 4 年経済産業省告示第162号）附則ただし書の規定によりなお従前の例によることができるとされた表示により表示した場合の星（ロにおいて「星」という。）の数が 4 以上のエアコンディショナー
 - ロ 多段階評価点が 3 以上又は星の数が 3 以上のテレビジョン受信機
 - ハ 多段階評価点が 3 以上の電気冷蔵庫
 - ニ 多段階評価点が 3 以上の電気冷凍庫
- (5) 買換え 次に掲げるいずれにも該当する行為をいう。
 - イ 自らが居住する住宅で使用している家電製品をリサイクル処理（有機ELテレビにあつては、別に定める方法）により処分すること。

ロ イの家電製品と同種及び同数の省エネ家電を本市に所在する店舗で購入すること。

ハ ロの省エネ家電を自らが居住する本市に所在する住宅に設置すること。

- (6) 補助対象経費 買換えに要する費用のうち、省エネ家電の購入に要する費用（当該省エネ家電を設置するために必要な工事に要する費用を含み、リサイクル処理（有機ELテレビにあつては、別に定める方法）に係る費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者にあつては、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の申込みのあった日において、本市に住所を有すること。
- (2) 補助金の交付の申込みをしようとする者が居住する住宅に設置されている家電製品のいずれもが、この要綱に基づく補助対象行為により買換えをした省エネ家電でないこと。

（補助対象行為）

第5条 補助金の交付の対象となる行為は、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間に行つた買換えであつて、補助対象経費の合計額が5万円以上のものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費の合計額が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の場合 1万円

（条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる行為をした場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
 - イ 市長の承認を受けないで、当該省エネ家電を買換えをした日からエアコンディショナー、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては6年、テレビジョン受信機にあつては5年を経過する前に廃棄し、又は譲渡すること。
 - ロ 補助対象行為により買換えをした省エネ家電を譲渡することにより、収入を得ること。
- (2) 補助対象行為により買換えをした省エネ家電を前号イに規定する期間を経過する前に滅失したときは、市長にその旨を届け出ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。